

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検・公表

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画に関する理解の浸透を図るとともに、推進体制の整備や国、県その他の地方公共団体と連携し、市、市民、事業者及び市民団体との協働により計画を推進します。

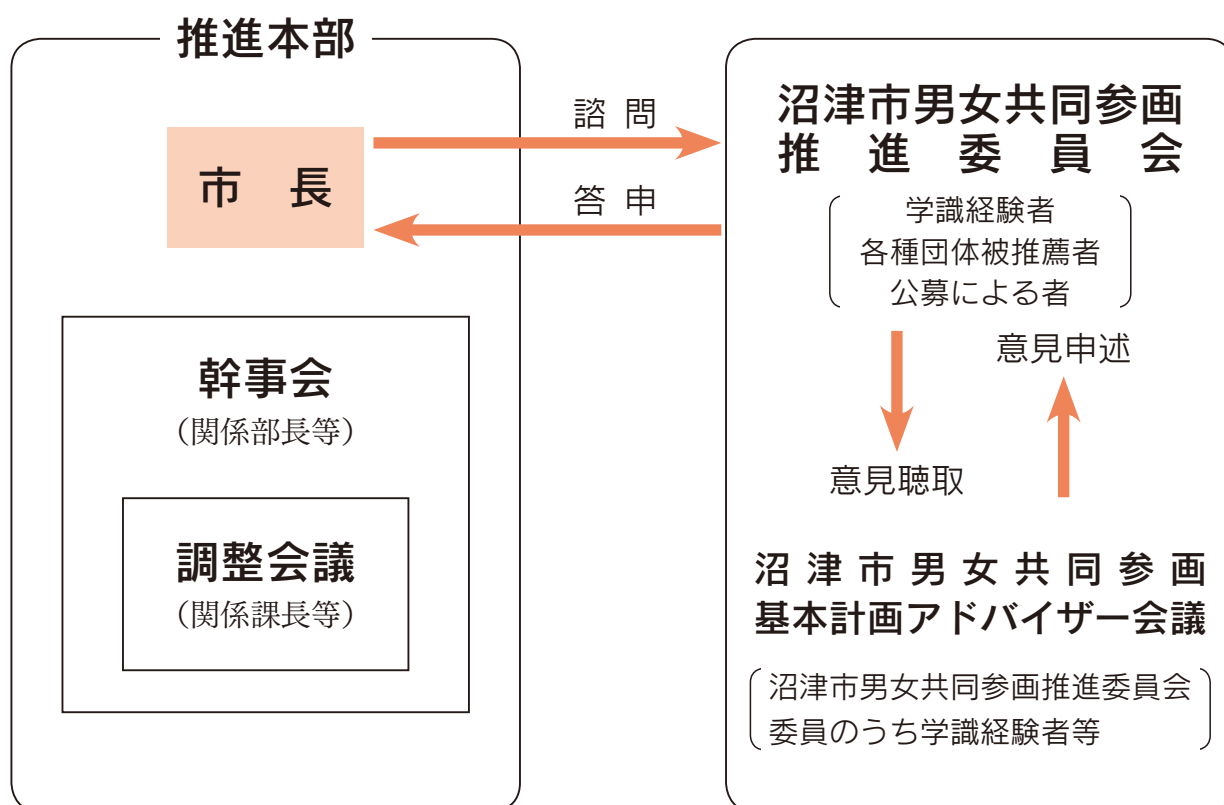
1 推進体制

(1) 沼津市男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策の円滑な推進のために組織され、本計画をはじめ男女共同参画推進に関する施策について、調査・審議します。

(2) 沼津市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする庁内組織で、計画の策定及び施策の実施を総合的かつ効果的に推進します。



2 計画の進捗状況の点検・公表

この計画の推進施策の実施状況などを、毎年取りまとめ、点検・評価を行い、施策の実現に努めます。

また、この実施状況について「沼津市男女共同参画推進委員会」は、意見を述べるすることができます。なお、市は計画の実効性を高めるため、実施状況報告書を公表します。